

学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則

[2005(平成17)年9月28日 制定]

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人西南女学院並びに法人内各学校及びこれらに準ずる機関（以下「本学院」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、個人情報の取得、管理及び利用に関する本学院の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、「個人情報」とは、本学院に在籍又は在職したか、在籍又は在職しようとした若しくは在籍・在職している学生、生徒、園児とその保証人、保護者、家族、親族等並びに役員、教職員等に関する情報であつて、本学院が業務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別され又は識別されうるものをいう。

2 この規則において、「本人」とは、個人情報から識別され又は識別されうる個人をいう。

（責務）

第3条 本学院は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取得又は利用を行うにあたっては、本人の権利や利益の侵害の防止に関して必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 本学院の役員、評議員、教職員その他本学院に勤務する者及び本学院の許可を得て個人情報を取り扱う者（以下「役員及び教職員等」という。）は、業務上知り得た個人情報の内容を漏えいし又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いたときも同様とする。

（管理者の設置）

第4条 本学院は、第1条の目的を達成するため、学校法人西南女学院における個人情報の保護に関する統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 法人本部、大学、大学短期大学部、中学校・高等学校、幼稚園及びこれらに準ずる機関（以下「各所属」という。）ごとに個人情報の保護に関する管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

3 管理者は、その管理下にある本学の役員及び教職員等に、個人情報の取り扱いに関して必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

4 本学院での個人情報の取り扱いに関し、漏えい又は改ざん等の事故が発生した場合には、管理者は、遅滞なく統括管理責任者に報告しなければならない。

（個人情報の保護に係る事項の検討機関の設置）

第5条 本学院は、第1条の目的を達成するため、各所属ごとに個人情報の保護に係る事項を審議する検討機関（以下「検討機関」という。）を置く。

2 検討機関の名称及びこれに関する事項は別に定める。

第2章 個人情報の利用及び取得

（利用目的の特定）

第6条 個人情報の取得は、本学院が規則等で定めているものを除き、本学院の教育・研究及び

業務に必要な範囲内で利用目的、用途及び使用期間を明確に定め、その目的達成に必要な最少限度の範囲で行わなければならない。

- 2 個人情報の利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

- 第7条** 管理者は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（利用目的の通知及び適正な取得）

- 第8条** 管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により、本人から直接に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 法令又は本学院の規則に基づく場合
- (4) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (5) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に影響を及ぼすおそれがあるとき
- (6) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (7) その他、管理者が必要かつ相当の理由があると認めた場合

- 3 管理者は、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項について、いかなる理由があっても行ってはならない。

（適正管理）

- 第9条** 個人情報は、定められた目的の範囲内で、常に正確かつ最新の状態で保有されなければならない。

- 2 管理者は、その取り扱う個人情報について、その安全性及び信頼性を確保するため、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 個人情報は、本学院外へ持ち出してはならない。ただし、管理者が許可した場合及び個人情報を使用する業務を本学院外の者に委託する場合は、この限りでない。

- 4 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄又は消去されなければならない。（第三者提供の制限）

- 第10条** 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は本学院の規則等の規定に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は学生、生徒、園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方自治体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) その他、管理者が、必要かつ相当の理由があると認めた場合
- 2 管理者は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (2) 第三者に提供される個人情報の項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。
- 3 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 本学院と密接な関係のある団体等であって、本学院が保有する個人情報の提供を受ける者は、次に掲げる場合において、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本学院が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
- 5 前項第2号に規定する利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について変更する場合は、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（委託先の監督）

第11条 管理者は、本学院外の者に業務の全部又は一部を委託する場合は、適切に委託先を選定するものとし、委託先と個人情報の保護に関する必要な事項について約定すると共に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正、削除、苦情の処理

（開示）

第12条 本人は、本学院が保有する自己に関する個人情報について、管理者に開示の請求をすることができる。

- 2 管理者は、前項の請求があった場合は、当該個人情報を開示しなければならない。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められるとき、又はあらかじめ開示しない情報について

理由を付して公表しているときは、個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

（訂正等）

第13条 本人は、自己に関する個人情報に、誤りがあると認められる場合、管理者にその箇所の訂正、追加又は削除を請求することができる。

2 管理者は、前項に基づく請求があった場合は、遅滞なく調査し、必要な措置を講じるとともに、その結果を本人に通知しなければならない。

（利用停止等）

第14条 本人は、自己に関する個人情報が第7条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第8条第2項の規定に違反して取得されているという理由により、当該個人情報の利用の停止又は消去の請求をすることができる。

2 本人は、自己に関する個人情報が第10条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由により、当該個人情報の第三者への提供の停止の請求をすることができる。

3 管理者は、前二項の規定に基づく請求があった場合は、遅滞なく調査し、必要な措置を講じるとともに、その結果を本人に通知しなければならない。

（苦情の処理）

第15条 本人は、自己に関する個人情報の取り扱いについて不服がある場合は、管理者に対し苦情の申出をすることができる。

2 管理者は、苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 管理者は、前項の目的達成のために必要な体制の整備に努めなければならない。

（開示等の請求及び苦情の申出に応じる手続）

第16条 第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による請求の方法及び第15条第1項の規定による申出の方法については、政令等を遵守し、管理者が定めるものとする。

第4章 運用等

（委任）

第17条 この規則の具体的な運用に関しては、各所属においてそれぞれ定めるものとする。

（適用除外）

第18条 本学院において一般の利用に供することを目的として取得、整理及び保存している個人情報については、この規則を適用しない。

（関係法令等との関係）

第19条 個人情報の保護に関して、この規則に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等の定めによるものとする。

（規則の改廃）

第20条 この規則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。